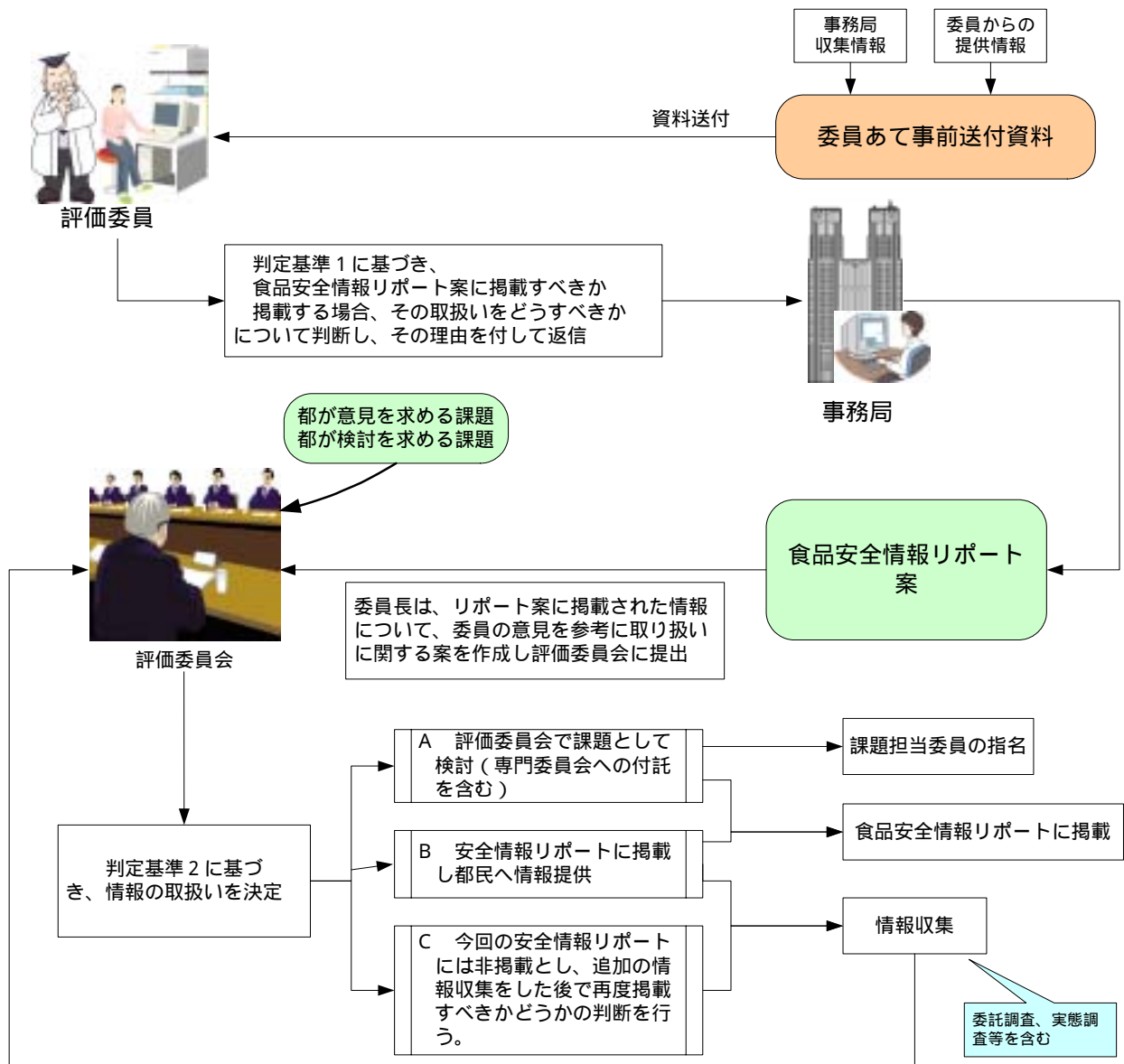


食品安全情報評価委員会における安全性情報の取扱いについて



判定基準 1

健康被害の未然防止の視点
現在、健康被害が生じていないが、外国等での健康被害の発生や汚染実態などから、将来、都民の健康被害が発生するおそれのあるもの

危害の拡大防止の視点
現在、健康被害の端緒が見られているものの顕在化しておらず、迅速かつ確かな対応を図ることにより、被害を最小限にとどめることができる可能性があるもの

都民の不安解消の視点
以外であっても、リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないため、都民に不安を及ぼすおそれのあるもの

判定基準 2

国や国際機関の動向も見ながら判断する

評価委員会による検討が課題の解決に貢献する

YES

詳細に検討するだけの情報がある

NO

現時点で都民に情報提供すべきである

YES

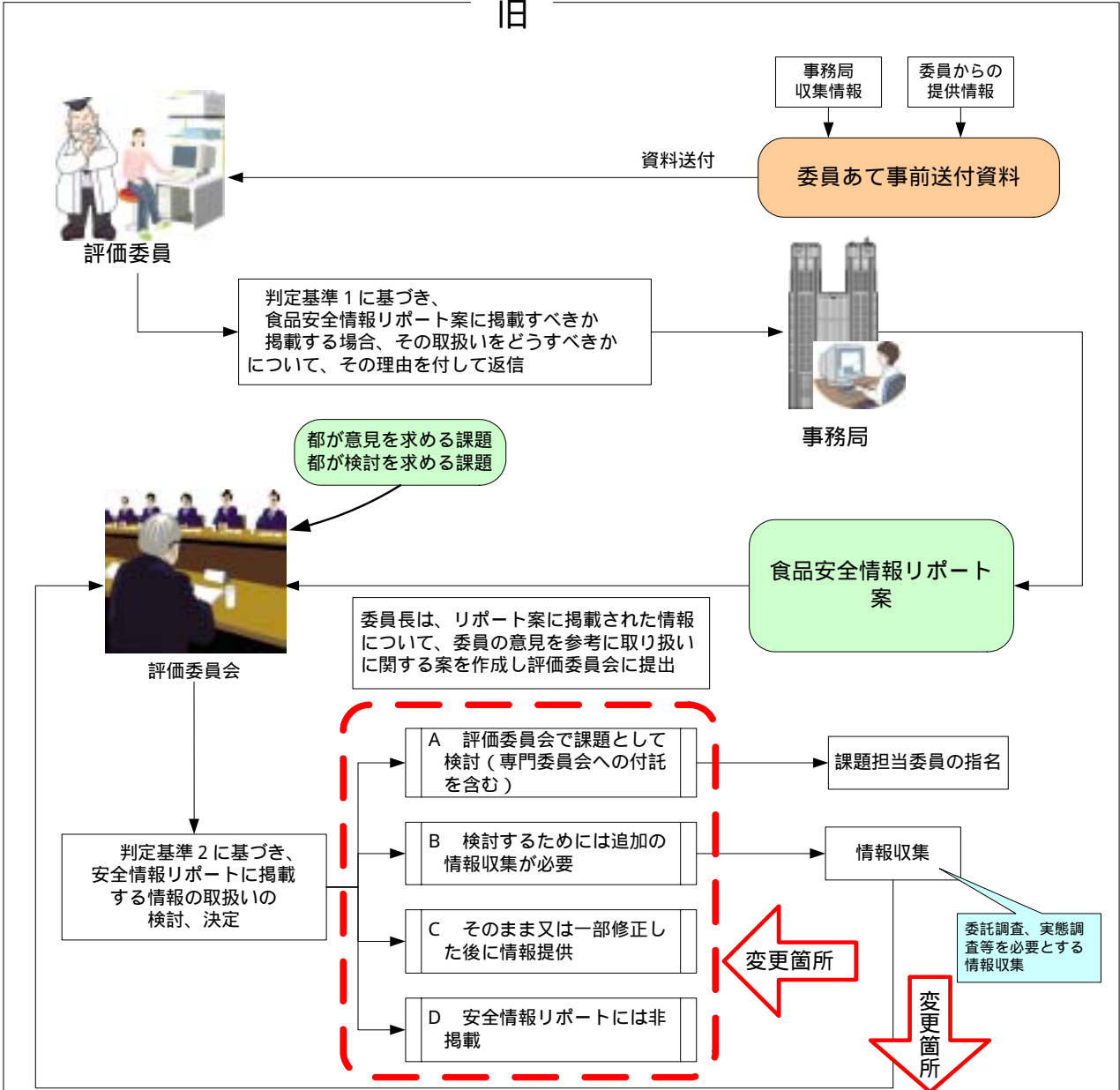
NO

A 評価委員会で検討

B 食品安全情報レポートに掲載し情報提供

C 今回の安全情報レポートには非掲載とし、追加の情報収集をした後で再度掲載すべきかどうかの判断を行う。

旧



判定基準 1

健康被害の未然防止の視点
現在、健康被害が生じていないが、外国等での健康被害の発生や汚染実態などから、将来、都民の健康被害が発生するおそれのあるもの

危害の拡大防止の視点
現在、健康被害の端緒が見られているものの顕在化しておらず、迅速かつ的確な対応を図ることにより、被害を最小限にとどめることができる可能性があるもの

都民の不安解消の視点
以外であっても、リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないため、都民に不安を及ぼすおそれのあるもの

判定基準 2

評価委員会による検討が課題の解決に貢献する

YES

詳細に検討するだけの情報がある

NO

情報の重要性や正確性などの観点から都民に情報提供すべきである

国や国際機関の動向も見ながら判断する

YES

NO

YES

NO

A 評価委員会で検討

B 追加の情報収集を行う

C そのまま又は一部修正した後に情報提供

D 食品安全情報レポートから削除